

前橋・高崎連携事業の概要（27事業）

No.	項目・分野	事業名	内 容	合意 年度
1	友好・交流	両市のまつり等での市民交流	両市民に前橋まつり、高崎まつりへの相互参加を呼びかけ、まつりを通じた交流を行うもの。	H10
2		スポーツによる市民交流	スポーツを通じて、両市民の交流を促進するもの。	H10
3		両市職員の交流	(人事交流)両市の行政の相互理解と連携強化を図り、また、職員間の交流を図るため、両市職員の相互派遣を実施するもの。 (合同研修)連携意義の浸透を図るため、両市職員合同の研修を実施するもの。 (共同企画)両市の若手職員で企画会議を設置し、協力して両市の魅力向上を図るための事業を検討する。	H9 H11 H26
4		両市美術館の連携	両市所有の貴重な文化財産を広く市民に公開し、両市の個性や文化に触れることを通じて、お互いの理解を一層深めてもらうため、両市美術館の連携を行うもの。	H14
5	協力・共同 (ハード事業)	都市計画道路の共同整備 (高前幹線・江田天川大島線)	将来にわたって両市を結ぶ重要な幹線道路であるとともに、国道17号及び主要地方道前橋・高崎線を補完する両路線を整備するもの。また、今後は県道として整備が進められるよう、両市の商工会議所と連携して県に要望するもの。	H9
6		JR両毛線の利便性向上	両市間の通勤・通学的手段として利用の多いJR両毛線の利便性向上のため、JR東日本に対して、運行本数の増加、新駅の設置、駅周辺の整備等について、両市で連携して要請を行うもの。	H9
7		バスの利便性向上	両市の循環バスの運行路線や運行方法などについて、共同で調査・研究を行い、バス交通の利便性向上を図るもの。また、両市で敬老パスカードに同額の利用額助成を行うもの。	H9
8	協力・共同 (ソフト事業)	文化イベントの共同開催	両市民からなる「前橋・高崎文化連携事業委員会」を設置し、両市の連携により、文化イベントを共同開催するもの。	H11
9		文化財活用事業	両市で連携して文化財展を実施し、両市の所有する文化財を広く紹介することにより、文化財の共有化、文化意識の向上や相互理解を図るもの。	H19
10		安全安心対策の連携	両市で連携して不審者情報等の交換・共有を行い、市域を超えた安全安心対策に取り組むもの。	H18
11		食育推進事業の連携	両市共通のスローガンを掲げ、両市広報への共通記事掲載、食育講演会の共同開催など、両市で連携して食育啓発事業を展開するもの。	H21
12		物産展の相互参加	両市企業者の交流や育成を目的として、両市で開催される物産展に相互に出店機会を設けるもの。	H15
13		観光振興の連携	広域的な観光情報を求める観光ニーズに対応するため、観光物産施設等での相互PRや、観光マップ・パンフレット類への両市の情報掲載など、観光案内・情報提供の充実に取り組むもの。	H20
14		企業誘致の連携	両市連携の企業誘致の実施を検討するもの。	H24
15	サービス拡充	少子化対策の連携 (妊婦生活サポートグッズの配布)	母子健康手帳の交付に併せて「マタニティ・バッジ」及び「マタニティ・車用ステッカー」を配布し、安心して子どもを生み育てることができる環境づくりを推進するもの。	H17
16		管外保育の実施	前橋市民が高崎市の保育所(園)を利用でき、また、高崎市民も前橋市の保育所(園)を利用できるもの。	H9
17		ファミリーサポートセンターの相互利用	両市民が前橋市と高崎市のどちらのファミリーサポートセンターでも登録・利用ができるもの。	H15
18		福祉タクシー利用券の相互利用	在宅の重度障害者が社会生活上必要なタクシーを利用した場合に、前橋市と高崎市のどちらのハイヤー協議会加盟タクシーを利用しても、基本料金部分の助成を受けることができるもの。	H12
19		図書館の相互利用	前橋市民が高崎市の図書館を利用でき、また、高崎市民も前橋市の図書館を利用できるもの。	H9
20		出前講座の相互受講	両市で開催している出前講座を、両市民が受講できるもの。	H10
21		情報発信の連携 (広報、文化情報誌への相互掲載)	両市広報(毎月1日号)でイベント情報や文化情報等を相互掲載するもの。また、文化情報誌に主要事業を相互掲載するほか、両市役所口ビー、市民文化会館で相互配布している。	H9
22	企業研修等の相互受講	両市で開催している企業向け研修会などを、両市民が受講できるもの。	H14	
23	大利根緑地公園の共同管理	両市の境界をまたぐ利根川の河川敷に少年野球場や多目的広場を兼ね備えた3.8ヘクタールの公園を整備(H9合意H15.3竣工)。以後、管理協定を締結し、両市で連携して公園の一元管理を行っている。	H9	
24	相互・支援	ごみ処理の相互支援	緊急時(燃烧炉での事故や自然災害等による処理量の増加で、清掃工場のごみ処理能力が限界を超える場合など)における相互清掃工場での支援体制を構築するもの。	H12
25		上水道の相互応援	災害時や渇水時において、相互応援配水、配水管工事材料及び給水車の相互利用を行うもの。	H9
26		市境界付近の下水道相互利用	入り組んだ両市境界で、自己の下水道整備が困難な区域において、相手市の下水道を利用することにより、対象区域住民の下水道の利用が可能となるもの。	H9
27		市境界付近の雨水対策	両市境界付近の浸水被害区域について、雨水幹線整備、排水ポンプの設置等の雨水対策を両市で連携して実施することにより、効率的かつ効果的に浸水被害の解消を図るもの。	H14